

高第997号
令和元年9月3日

各指定介護サービス事業者 代表者

様

各介護保険施設 開設者

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

指定介護サービス事業所及び介護保険施設の指定更新手続について

本県の介護保険行政につきましては、日頃格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、既に各対象事業者あて通知（令和元年6月19日付け高第552号）しているところですが、更新対象事業者の増加への対応、また、各事業者の業務負担の軽減のため、令和元年9月以降、別紙のとおり取り扱うこととしました。

つきましては、令和元年度に更新申請が必要となる事業所及び施設におかれましては、お間違えのないよう、手続きを行ってください。

なお、更新申請受付期間については、令和元年11月27日までとして通知した事業所については、通知のとおりとしますが、令和2年1月21日以降として通知した事業所については、改めて通知することとしますので、御了承ください。

別紙

指定介護サービス事業所及び介護保険施設の指定更新手続について

1 受付方法

郵送又は持参

※郵送に当たっては、簡易書留等の発送及び收受の記録が確認できる方法としてください。

送付先：〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部高齢者福祉課 介護事業者指導班

※面談を希望する場合には、従前どおり予約が必要です。必ず事前に予約してください。

2 受付期間

毎年度、対象事業者あて通知しますので、通知があった事業者は、指定された期間内に郵送又は持参してください。

※指定された期間内に郵送されなかった場合でも、申請は受け付けますが、有効期限日の前月末日までに必ず申請してください。

3 申請の審査

受け付けた申請は順次審査し、不明な点や不足書類等がある場合は、御連絡します。その場合、来庁していただくこともありますので、御了承ください。

4 更新通知

審査が終了次第、申請受付月の翌月以降から毎月末に、順次更新通知を発します。

なお、次回の指定有効期限日が変わりますので、御注意ください。

例) 有効期限日：令和元年12月31日

更新申請日：令和元年9月25日

次回有効期限日：令和7年10月31日

また、有効期限日が変更となっても報酬請求には影響はありません。

※事業所の事情により、有効期限日に変更されることに支障がある場合には、申し出てください。

5 その他

- ・休止中の事業所が再開して更新する場合には、郵送申請は行えません。必ず、来庁の予約を行ってください。
- ・申請書を提出する前に、変更届の提出漏れがないか確認してください。提出漏れがあった場合には、変更届も同封してください。